



石岡市告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、石岡都市計画火葬場を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年9月1日

石岡市長 今 泉 文 彦



1 都市計画の種類

火葬場（1号 石岡地方斎場）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分 石岡市石岡字東ノ辻の一部

3 縦覧場所

石岡市都市建設部都市計画課

石岡都市計画火葬場の変更（石岡市決定）

都市計画火葬場中 1 号石岡地方斎場を廃止する。

理 由

2号石岡地方斎場組合火葬場へ業務移管が行われ、施設の老朽化等により稼働を停止し、供用を廃止したことにより、本案のとおり1号石岡地方斎場を廃止するものである。

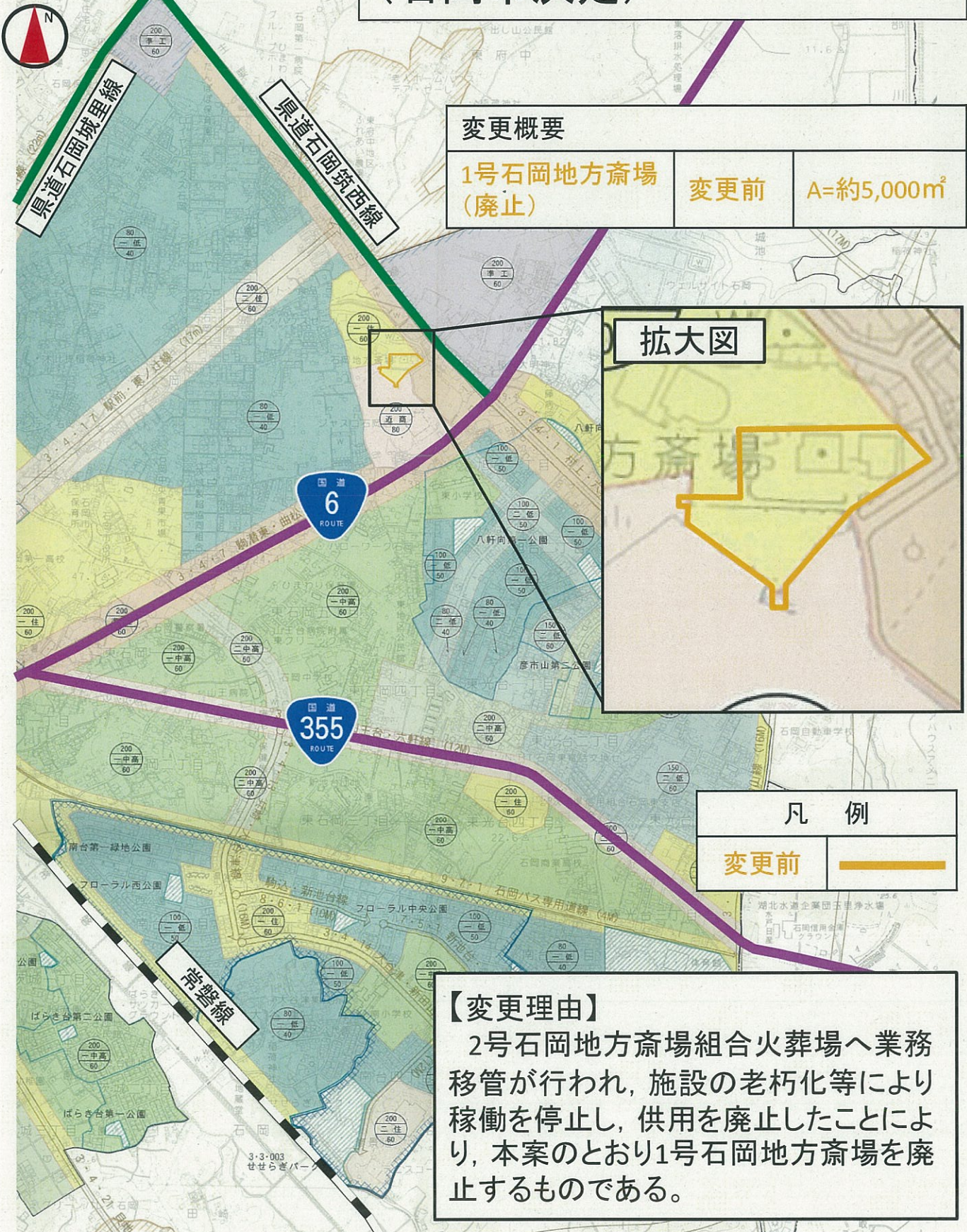
3 新旧対照表

	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	火葬場名			
新	—	—	—	—	—	廃止

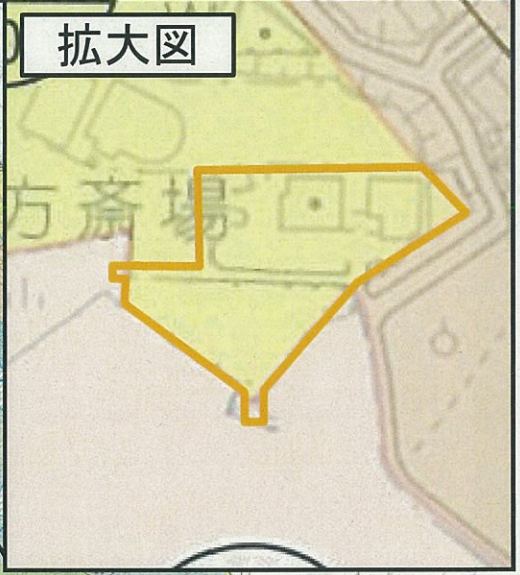
	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	火葬場名			
旧	火葬場	1	石岡地方斎場	石岡市石岡字東ノ辻	約5,000m ²	計画炉数：3基

位置図

石岡都市計画 火葬場の変更 (石岡市決定)



変更概要		
1号石岡地方斎場 (廃止)	変更前	A=約5,000m ²



凡例	
変更前	

【変更理由】
 2号石岡地方斎場組合火葬場へ業務移管が行われ、施設の老朽化等により稼働を停止し、供用を廃止したことにより、本案のとおり1号石岡地方斎場を廃止するものである。